

平成31年4月8日開催

箕輪町農業委員会第14回総会

会 議 録

1. 開催日時 平成31年4月8日(月) 午後3時から午後4時5分

2. 開催場所 役場3F講堂

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局次長	丸山	敦
事務局書記	濱	麻利子

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第6 報告第1号 農地利用集積計画（農地売買支援事業分）について
日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第8 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

- 次 長 開会前の挨拶を交わしたいと思います。
ご起立をお願いします。ご苦労さまでございます。
農業委員会憲章のご唱和をお願いします。
(農業委員会憲章の唱和)
ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 ご苦労様でございます。大分暖かくなってきた。気候も平年並みになってきた。いよいよ田畑春の準備の忙しい時期をむかえる。メディアでは、盛んに年号が変わることについて報じられている。農業委員も新体制となり2年目を迎える。新しい委員も先輩の委員とともに活躍していただきたい。後程農地部長と事務局より話をさせていただくが、農地利用最適化交付金の活動実績について受けられる見込みであり、そういった活動を行っていかねばならない。
- 次 長 それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。
- 議 長 ただいまから第14回総会を開会いたします。ただ今の出席委員は22人です。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
3月の経過報告について申し上げます。
3月第13回総会を3月5日（火）に行い、農地法第3条2件については、総会后6日付けで許可書を交付しましたが、3条2号案件については、別添確約書と引き換えに交付しております。農地法5条の転用審議案件4件については、総会后6日付

議 長 3 番目の案件について、大槻博文委員

大槻委員 ■■■■■ 氏より説明を受けました。■■■■■ 氏は荒廃地解消に力を発揮していただいております、今回の場所は、自作地に面した場所であり問題無いと判断しております。

議 長 4 番目の案件について、代田三男委員

代田委員 ■■■■■ と、■■■■■ は兄弟関係であり、■■■■■ は田を所有しておらず今回田を取得した。

議 長 5 番目の案件について、白鳥善文委員

白鳥委員 ■■■■■ さんが来て説明を受けた。地元では通称開拓道路を整備した際登記が何らかの形で誤ってされたため、今回実際の所有に併せる為行う。

議 長 ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。採決をいたします。
1 番の案件は、原案のとおり決定することとし、ご異議ございませんか。
(全員「異議なし」)

議 長 異議なしと認めます。よって第 1 号議案については認めることに決定しました。
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明をいたします。
1 つ目の案件です。住宅用地による申請です。
土地の所在は、
■■■■■ m² となります。
■■■■■ となります。
申請人は、現在申請地の隣の住宅にて生活しているが、町が進める耐震改修促進計画に基づき耐震診断をした結果、建物の基礎、壁の筋かい等に不良箇所があり、

道路整備の折相違となっていた所有者への変更と併せ登記を行う。
位置図 46 ページです。

議案第 1 条 3 条の 5 番の案件と同一での申請となります。

全部の案件で事業を実施するために必要な資力信用を判断する金融機関の残高証明や融資証明等、関係する土地改良区からの意見書が添付されています。

ご審議をよろしく願います。

議案第 3 号の説明は以上になります。ご審議をよろしく願います。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。
1 番案件について原美鈴委員。

原委員

■■■■■■■■■■の担当者が来て説明。申請地付近は閑静な住宅街で、バイパスにも近いため需要が見込めると思います。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長

2 番目の案件について、藤澤昭二委員。

藤澤委員

3/14 不動産の担当者が来て説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりであります。

議 長

3 番・5 番目の案件について、原義久委員。

原委員

3 番の案件につきましては、4 条 1 番の案件と同じであります。5 番の案件につきましては、宮下行政書士より説明を受けました。内容は、事務局の説明のとおりであります。

議 長

4 番、9 番目の案件について、藤田久一委員。

藤田委員

4 番の案件について、事務局の説明のとおりであります。
9 番の案件について、農振除外の際にも説明を受けておりますが、内容に関しては事務局の説明のとおりです。

議 長

6 番の案件について、大槻博一委員

大槻委員

3/18 中坪行政書士より説明。現状荒廃地であった土地であり、再三指導してきた。今回建売住宅ということで、土地の有効活用となるし、人口増にもつながる。

議 長	7 番、8 番案件について、向山壽美治委員
向山委員	7 番目の案件について、3/19 木村行政書士より説明を受けました。内容は事務局の説明のとおりであります 8 番目の案件について、3/8 岡田調査士より説明がありました。内容は事務局の説明のとおりであります。
議 長	10 番案件について、白鳥善文委員
白鳥委員	3 条 1 番案件と同じであります。今回現状に合わせ、住宅敷地拡張にて申請となっております。
議 長	ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認めます。採決をいたします。 原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (全員「異議なし」)
議 長	異議なしと認めます。よって第 2 号議案については原案のとおり認めることに決定しました。 日程第 5 議案第 4 号について議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。 初めに①につきましてお願いします。 1 ページは、総括表となります。 田 39,663 m ² 、畑 46,957 m ² 計 86,620 m ² 2 ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。 2 ページは、1 年継続 3 筆 田 1,838 m ² 1 筆 畑 1,301 m ² 計 3,139 m ² 3 ページは、3 年新規 3 筆 田 2,315 m ² 2 筆 畑 2,448 m ² 計 4,763 m ² 4 ページは、3 年継続 1 筆 田 1,001 m ² 5 ページは、5 年新規 15 筆 田 13,177 m ² 3 筆 畑 1,666 m ² 計 14,843 m ² 6 ページから 7 ページは、5 年継続 7 筆 田 5,587 m ² 4 筆 畑 8,548 m ² 計 14,135 m ² 8 ページは、6 年新規 1 筆 田 508 m ²

9 ページは、7年新規 1筆 田 1,404 m²
10 ページは、7年継続 6筆 田 7,043 m² 1筆 畑 2,817 m²計 9,860 m²
11 ページは、10年新規 4筆 田 3,951 m² 4筆 畑 6,565 m²計 10,516 m²
12～13 ページは、10年継続 1筆 田 2,839 m² 19筆 畑 23,612 m²
計 26,451 m² となります。

続きまして、②農用地利用集積円滑化事業分に関しまして説明いたします。

1 ページは総括表となります。

畑 3筆 3,166 m²となります。

2 ページは貸し手の状況となります。今回は、2名の方についての設定となっております。

3 ページ以降は借り手の状況となります。

3 ページは、[] さんで [] m²

4 ページは、[] さんで、 [] m²となります。

議案第3号 農用地利用集積計画に関する説明は以上となります。ご審議 お願いします。

議長

ただいま事務局から説明が終わりました。質疑等ございませんか。

(質問・意見なし)

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第6報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）についてご説明いたします。

農地あっせん事業に関しては、売り手、買い手にとって有利な制度となっており、農振地域内の農地を担い手に売買する場合に対象となり、800万控除の対象であり、登記も、町が代行して行う形となります。

3月22日、3月27日にあっせん会議を開き、公益財団法人長野県農業開発公社に、4名の方から売買を行いました。農地の所在は、記載のとおりであります。4筆「田」3,830 m²、1筆「畑」941 m²、計4,771 m²となります。

売買価格に関しましては、それぞれ坪単価が違っております。

報告第2号についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの報告第 1 号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第 1 号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第 7 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出についてご説明いたします。農地の貸借を双方の合意により解約をしたものでございます。

2 月、3 月に届出のあったものが 14 件ございました。解約後の次期耕作者につきましては、売却予定が 1 件、次期耕作者への貸出しが 3 件という内訳になっておりますので、よろしく願いいたします。

報告第 2 号についての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

報告第 2 号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第 2 号は聞き留めて参ります。

続きまして、日程第 8 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 3 号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の 3 月の受付分になります。全部で 6 件ございました。町内お住まいの方への相続ですが、複数筆ある方が多くなっております。地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

報告第 3 号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

報告第 3 号について事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第 3 号は聞き留めて参ります。

複数相続により取得されておりますので、地元の農業委員さんは、注視していただきたいと思っております。

議 長

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

1 番

2 番
